

大津市議会ミッションロードマップ2023

～令和5年度及び令和6年度 検証・評価結果～

令和7年3月

大津市議会

1 ミッションロードマップ2023における令和5年度及び令和6年度のテーマの進捗等に関する評価結果（自己評価）について

ミッションロードマップ2023における令和5年度及び令和6年度のテーマである「大津市議会におけるこれまでの議会改革の取組の検証」について、令和6年1月から政策検討会議において議論を進めた。

その中で、平成21年から令和5年までの約15年間にわたって本市議会で取り組んできた議会改革の全てのテーマを検証の対象とすることは困難であることから、それらの中からどのテーマを検証の対象とするか等について、全ての議員に意見を聴取するなどしながら議論を進めた。

その結果、検証の対象とするテーマを、「議長立候補制」、「議会基本条例」及び「政治倫理条例」の3つとすることとした。

なお、「議長立候補制」については、議事運営と密接に関連し、制度の導入に当たっても議会運営委員会で議論したこと等から、議会運営委員会において議論することとした。

「議会基本条例」と「政治倫理条例」については、条例案の策定は政策検討会議の本来の所掌事務であり、これらの条例の策定に当たっても従前から政策検討会議で議論してきた経過などから、政策検討会議において議論することとした。

それぞれのテーマごとの評価結果は、次のとおりである。

(1) 議長立候補制の検証 ⇒ 目標達成・完了

テーマ	議長立候補制の検証				
工程	令和6年3月				
進捗状況・実績	議会運営委員会において、議長立候補制について、「現在の制度を継続する」、「現在の制度から変更する」又は「議長立候補制を廃止する」のいずれが望ましいか、各会派の意向を確認した。 その結果、透明性や候補者の意思表示の場を確保しつつ、現行の議長立候補制は廃止することが望ましいという意向が多数であった。 そこで、今後の議長選出に係る手続及び運用について議論を進め、これまでの立候補制から推薦制に移行することとした。 具体的には、議会運営委員会において、会派から議長の候補者を推薦することとした。（なお、推薦は交渉会派以外でも可能とした。） また、被推薦者は、議会運営委員会の場で推薦に対する意向や議長に選出された場合の抱負を表明することとした。				
評価結果	目標達成				
	目標達成	おおむね目標達成	一部目標達成	目標未達成	未着手
進捗管理・方向性	完了				
	完了	継続	見直し	取消し・廃止	その他
備考	特になし				

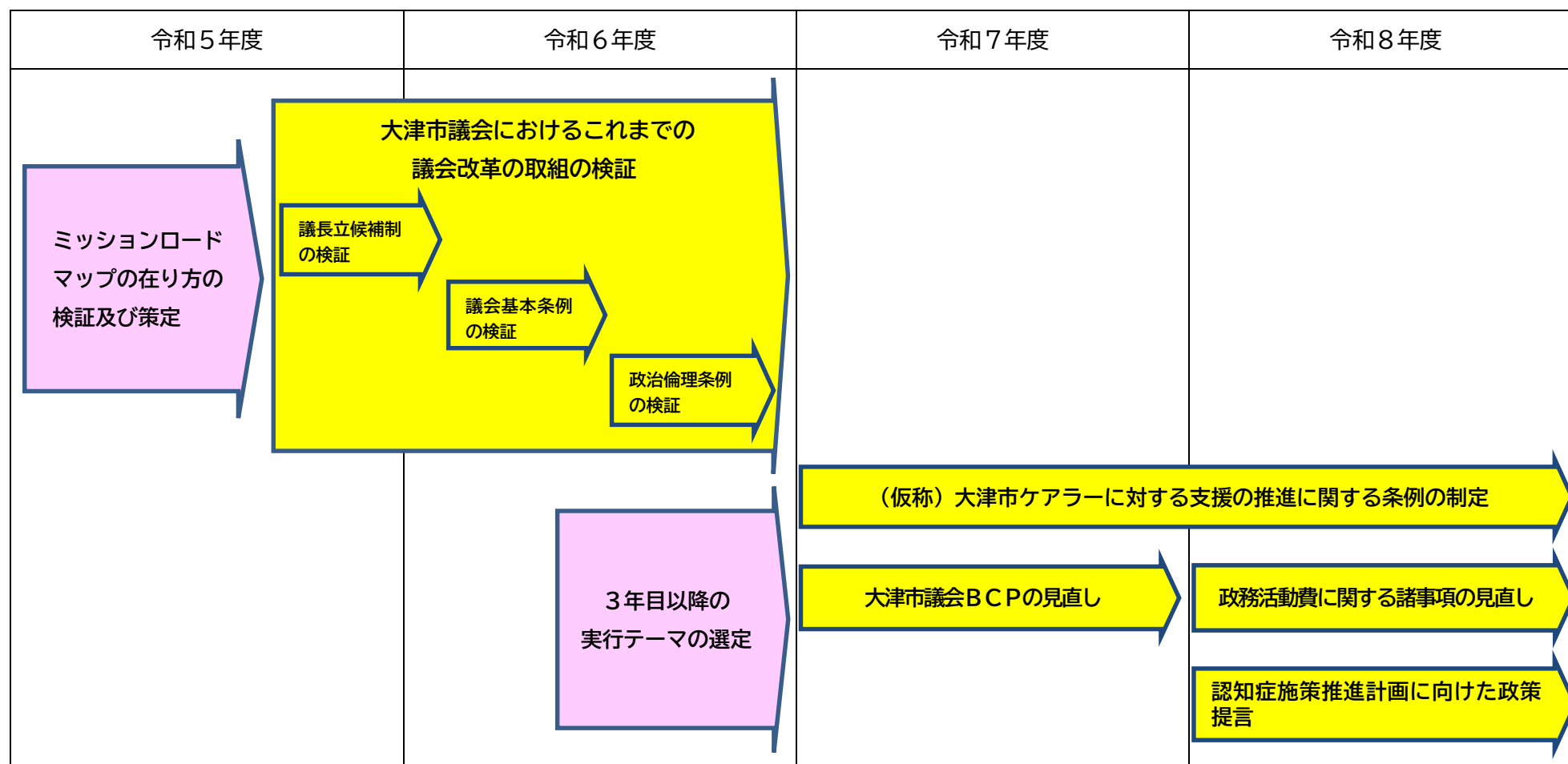
(2) 議会基本条例の検証 ⇒ 目標達成・完了

テ	マ	議会基本条例の検証				
工	程	令和6年6月から同年10月まで				
進捗状況・実績		政策検討会議の中で、条文の改正及び新たな条文の追加並びに取組の充実等について各会派から意見等を募った。それらをもとに議論した結果、条文の改正及び追加については政策検討会議で議論し、取組の充実等については議会運営委員会で議論することとなった。 条文の改正及び追加については、政策検討会議における議論の結果、各会派から提案のあったいずれの項目についても改正又は追加することについて委員の過半数を超える賛同を得たものもなかったことなどから、政策検討会議における検討の結果としては、条文の改正及び追加をせず、現状のままとするという結論に達した。 取組の充実等については、議会運営委員会において議会基本条例第6条に規定されている災害時における議会機能の維持に係る取組について検討を進めた。 その結果、これまで毎年1回実施している防災訓練を「災害時における議会機能の維持」に重点を置いた形に改め、議員及び議会局職員が災害時に的確にBCPに基づいた行動をとれるよう、想定のスチュエーションは年によって変えながら、業務継続体制等の構築をはじめとしたBCPに基づく基本行動の訓練を繰り返し実施することとした。 その上で、改選期である4年に1回、BCPに対する理解を深めることを目的とした研修等を議員全員を対象として実施することとした。				
評価結果		目標達成				
		目標達成	おおむね目標達成	一部目標達成	目標未達成	未着手
進行管理・方向性		完了				
		完了	継続	見直し	取消し・廃止	その他
備	考	特になし				

(3) 政治倫理条例の検証 ⇒ 目標達成・完了

テ	ー	マ	政治倫理条例の検証				
工		程	令和6年10月から令和7年3月まで				
進 捗 状 況 ・ 実 績			政策検討会議の中で、各会派において、現行の大津市議会議員政治倫理条例について全会派から一つ一つの条文について意見を募り、各会派から、改正が必要であると考える条文等について、その必要性や方向性などを含めて様々な意見が出された。 それらをもとに政策検討会議において逐条で議論した結果、前文、第1条、第4条第3項、第5条第3項及び第6条第4項の改正について、全ての委員が賛同するに至った。 そこで、これらの条文等について改正を行うこととして、大津市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定についての会議案を作成した。				
評 価 結 果			目標達成				
			目標達成	おおむね目標達成	一部目標達成	目標未達成	未着手
進 行 管 理 ・ 方 向 性			完了				
			完了	継続	見直し	取消し・廃止	その他
備 考			次に掲げる条項については改正の提案があり、多くの賛同者があったものの、反対者も多くあり、改正を見送った。 (1) 政治倫理基準の明確性（第3条第3項から第5項まで） (2) 審査請求をする際の紹介又は連署する議員の人数要件（第4条第1項） (3) 審査会の委員の構成（第5条第5項） (4) 審査会における審査請求人の意見表明権の制度化（第6条第6項）				

2 大津市議会ミッションロードマップ2023の実行テーマの全体工程表（令和6年度末現在）



【令和7年度以降の各実行テーマの検討主体】

- ・（仮称）大津市ケアラーに対する支援の推進に関する条例の制定 ⇒ 政策検討会議
- ・大津市議会BCPの見直し ⇒ 議会運営委員会
- ・政務活動費に関する諸事項の見直し ⇒ 議会運営委員会
- ・認知症施策推進計画に向けた政策提言 ⇒ 所管の常任委員会（教育厚生常任委員会）

3 令和7年度以降のテーマの確認等について

令和7年度及び令和8年度の実行テーマは、「（仮称）大津市ケアラーに対する支援の推進に関する条例の制定」、「大津市議会BCPの見直し」、「政務活動費に関する諸事項の見直し」及び「認知症施策推進計画に向けた政策提言」とする。

「（仮称）大津市ケアラーに対する支援の推進に関する条例の制定」については政策検討会議で議論し、「大津市議会BCPの見直し」及び「政務活動費に関する諸事項の見直し」については議会運営委員会で議論し、「認知症施策推進計画に向けた政策提言」については所管の常任委員会（教育厚生常任委員会）で議論する。

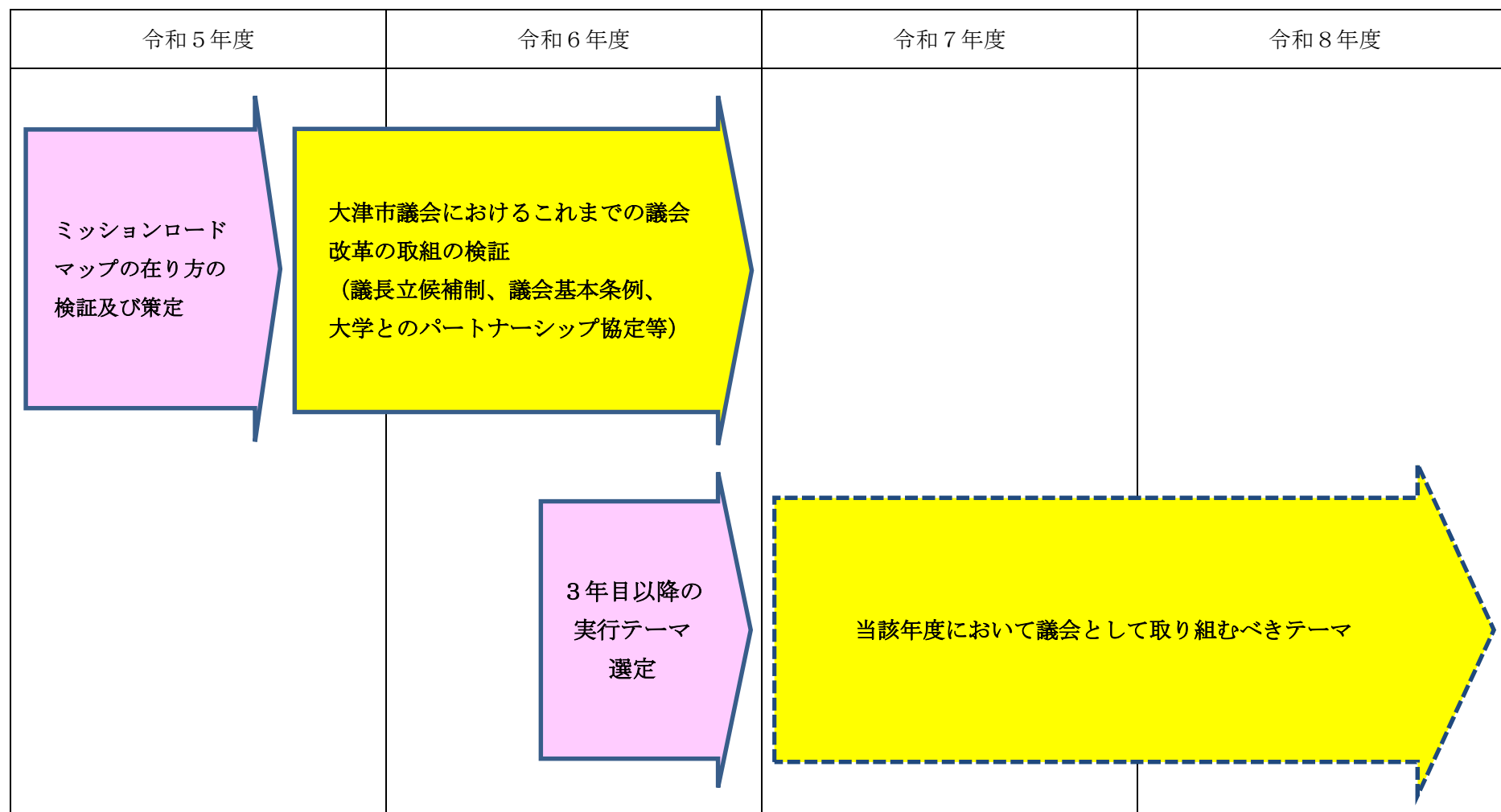
令和7年度は、工程表に基づき、「（仮称）大津市ケアラーに対する支援の推進に関する条例の制定」及び「大津市議会BCPの見直し」について取り組む。

4 全テーマと全工程の確認について

工程表に基づき進める。

参 考 資 料

<大津市議会ミッションロードマップ2023の実行テーマ 全体工程表（策定当時）>



※「大津市議会におけるこれまでの議会改革の取組の検証」については、政策検討会議等を主体として議論を行う。なお、令和7年度以降の実行テーマについては、内容に応じて、その都度議論する主体を定めることとする。

<大津市議会ミッションロードマップ2023の実行テーマ（詳細）>

実行テーマ (項目)	取組内容	実施 主体	工程				議会基本 条例
			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
大津市議会 におけるこ れまでの議 会改革の取 組の検証 (議長立候 補制、議会 基本条例、 大学とのパ ートナーシ ップ協定 等)	本市議会では、これまで長きにわたって数多くの議会改革に取り組んできた。 これらの取組はおおむね成果を挙げ、各方面からも高い評価を得てきたが、中には期待した成果が得られていないと考えられる項目も存在する。 もとより、議会改革はPDCAサイクルによってその取組の効果等を検証して、必要に応じてよりよいものへと改善していくことが求められる。 そこで、本市議会の議会改革に関するこれまでの取組のうち、十分な成果が得られていないと考えられる項目について、改めて検証し、改善策等を講じるとともに、成果が挙げられている項目についても、必要に応じて検証し、アップデートを図る。 (例) ・議長立候補制…導入後の状況を検証し、このまま継続するか、方法を変えて実施するか、廃止するか等を検討する。 ・議会基本条例…令和7年4月1日に施行後10年を迎えることに鑑み、各条項に規定された事項の実施状況等を検証し、必要に応じて改善策を講じる。 ・大学とのパートナーシップ協定…3つの大学との協定締結からそれぞれ約10年が経過する中で、更なる連携の推進に向けて検討する。	政策 検討 会議 等					第5条 第21条

4 大津市議会ミッションロードマップ2023の進行管理等について

(1) 進行管理の主体

大津市議会ミッションロードマップ2023の進行管理（その策定時に想定していなかった、重要で、かつ、緊急を要する事態が生じた場合における対応を含む。以下同じ。）は、議会運営委員会で行います。

(2) 進行管理の実施時期

大津市議会ミッションロードマップ2023の進行管理は、原則として毎年1回、3月に実施します。ただし、議会運営委員会は、必要に応じその時期を変更し、又は実施しないことができます。

(3) 進行管理の手法

進行管理においては、当該年度に実施している実行テーマの進捗状況を検証し、次年度以降の進行の確認（実行テーマ、工程の変更等を含む。）を行います。

(4) 外部視点からの議会活動の評価

最終年度においては、4年間の成果を外部からの視点も取り入れて客観的・総合的に評価・検証し、次期議員任期における議会活動に活用します。